

平成28年度 第4回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 錄

四国中央市農業委員会

平成28年度第4回農業委員会総会日程表

- 日 時 平成28年 7月 5日 (火) 午後 1時30分～
- 場 所 J A うま総合経済センター2階 会議室
- 招集者 四国中央市農業委員会会长 鈴木 和夫
- 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規程による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願について
- 日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)
- 日程第8 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第9 諒問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第10 諒問第2号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見について

出席委員 (33名)

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 高橋 幸正 | 2番 | 藤田 紘正 |
| 3番 | 石川 有利 | 4番 | 星川 安徳 |

5番	長野 祥	6番	石川 邦彦
7番	合田 慎太郎	9番	篠原 一志
10番	石川 雅弘	11番	高橋 裕
12番	山川 不器雄	14番	篠原 義尚
15番	石川 武将	17番	鈴木 登雄
18番	三宅 繁博	19番	武村 喜太郎
20番	武村 美枝子	22番	三好 忠行
23番	妻鳥 和美	24番	高橋 博
25番	高橋 寅夫	26番	深川 厚
27番	鈴木 博美	28番	高橋 恒男
29番	阿部 恒一	30番	辻 政春
31番	安部 忠男	32番	渡邊 嘉富
33番	坂上 大恭	34番	河村 薫
35番	齋藤 伊勢子	36番	高橋 祥志
37番	鈴木 和夫		

欠席委員（2名）

13番 賀田 康臣 21番 篠永 貴

出席した職員

事務局長	曾我部 和司	次長	大西 唯文
次長	近藤 久幸	係長	岡田 昇
係長	岩崎 浩樹		

局長 ご起立願います。

局長 会に先立ちまして、さる6月29日に逝去されました8番石川義照委員を偲び、1分間の黙祷を行います。

局長 はじめ。

局長 直れ。着席してください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会長 先月の案件で土地改良区に意見書をお願いして、30日経過して意見書がいただけない場合は、その事由を書いて提出すれば、農業委員会も不受理するわけにはいかず、申請はできることになっています。結論から言いまして前回の転用の関係、太陽光発電の関係ですが、土地改良区の意見書は土地改良施設に支障があつたり、農業経営上問題があるような場合には、意見書はなかなかつかないと思いますが、そういうふうなことで支障が無ければ転用は可能である。前回の関係の結論として太陽光発電については許可相当であるという結果であります。割とクールな考え方で、農業経営、農業改良施設に及ぼす影響がない場合には、転用は可能であるし、今回のように太陽光の場合は施設の方に土石の流入そういうものはないだろうと、県の考えはそうでありますが、一方宅地の関係になると土地改良区の意見書をつけていかないといけないと思います。要はこの関係で地元の改良区と気まずい関係になると困りますので、意見書についてはぜひつけていただくということでお願いしたい。この間、農業会議の局長や県の元岡さんとも話をしました。なお足らない所は事務局より補足をしていただいたらと思いますが、割とクールな返答であったと受けとめました。前回の総会の意見書での取り扱いは許可相当になりました。

大西次長 前回土地改良区の意見書がなくて太陽光発電の4条申請について四国中央市農業委員会としては県へ進達したのですが、その後

県の対応で、直接申請者からの聞き取りと土地改良区へ1ヶ月前から申請していたかという事実関係を確認しております。それから先ほど会長からも説明がありましたが、土地改良区については土地改良区の施設に対する影響、農地法第4条第6項第4号の中に「申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」これに該当する場合は不許可になるのですが、今回の太陽光発電については、土砂の搬入、土地造成等は行わない。雑草対策として砂利敷は行うものの舗装等は行わず、雨水については自然浸透排水とする。フェンスについては、隣地境界から1メートル程度離して設置する予定と、このようなことを直接聞き取りして、土地改良施設に影響はないと県が判断して6月20日に他の案件とともに許可になったということあります。個人の住宅を建てる場合には水の関係、排水が出てきますので、土地改良区の意見書がないと通らないと思っております。

局長 この件で何かございませんか。ここでやっておきたいと思いますが。

渡邊委員 排水のことをいうのだったら、太陽光も雨水をこういう形で受けて1箇所、2箇所に基本的に集中する。農地のままで下に浸み込ますというが。物が上からずっと建っているから。宅地にしての排水よりも、水は集まってくる。住宅は水のことで改良区の意見書がいるけど、太陽光は水に関係ないので他に影響しないという言い方をしていたら揉めると思う。

局長 実際、先ほど説明しましたように、そのまま自然浸透するにしても、今回の場合、土地改良区の方も土地改良施設に対する影響がほぼないという上で、他の要望をした上で意見書を出していなかつたという実態がありました。大西次長と改良区へ出向いたのですが、今の所どうにもならないという状態で、そのまま県に送って、県も土地改良区の担当課と協議をした上で、現地調査をして許可を出したという状況です。非常に特異な例ではあります

今後はできるだけ、そういうことのないようにしていきたいと思いますが、今回については特殊なことで許可相当ということになったということでご理解いただきたいと思います。

渡邊委員 反射という形でトラブルが起きた時、農業委員会や改良区が許可した部分にもし裁判になったときには、影響してくるのでは。太陽光については出始めの頃、全く問題ありません、まぶしいこともありますということで、我々も害を及ぼす物でないということで許可していたが、日本じゅう、いろんなニュースを聞いているとまぶしくて、部屋の温度が40度になって家におれない等の問題が起きている。物によっては粗悪品等でトラブルがおきてくるのでは。

局長 太陽光については、今の現状でいきますと農業委員会に転用申請が出てくる以前に、3ヶ月か半年前には経済産業省の認可を得て、電力会社へ申請を受け付けてもらって、ほぼ確定している状態で出てきていると思います。立地のことや周辺環境については経済産業省あたりのところで、ある程度完了していただく状況があるべきだと思いますし、農業委員会が角度であるとか反射熱について許可の議論の対象にすることは、今のところ法的な部分では全くできないので、許可にすべきか不許可にすべきかは、法律に則っていくことで、万が一、それを不許可にした場合は相手方から法的措置をとられて農業委員会が勝ち目がないという状況にもなりかねないので、基本的な考え方は農地法、農業委員会法に照らし合わせて、その中で許可できるかを判断していただいた上で、地元の農業委員さんにはお手数ですが、そういうところに目を光させていただいて、いろいろ情報を共有しながら指導していくという方向性を持たなければいけないと思っております。

議長 確かに将来的にいろんな問題が出てくるかもしれないが、今まで太陽光について県農業会議で審議する案件で太陽光についてのトラブルがひとつもありません。反射の関係、音の関係についての影響があるだろうと会の中で質問もありますが、県の中の説明で、そういう問題点は今までにありませんでした。止むを得ないということで許可の結論を出すわけですが、必ずしもこれが問題がないとは言いきれないと思います。問題が出てから右往左往し

てもいけないので、できるだけ慎重に議論しないといけないと思います。言葉は適当ではないですが、改良区へ意見書を求めて、30日が経過して意見書がもらえないから、こういう申請をすれば受理する以外ないんだというものの考え方、説明もあります。この件で、ここには改良区の役員さんもいますが、地元の土地改良区とまざることになって、土地改良区の意見書は必要ないではないかということになってしまふと困るので。県の会の途中で他市の農業委員会会長に聞いてみると、水面下の中で対応してもらって地元の委員さんと話をしていただいた上で、対応しているとのことでした。できるだけ意見書をいただく中で、水面下で話ができる、もちろん地元の委員さんにお世話にならないといけないと思うのですが、こういうことで意見書は必ず付けてくれということでお願いしたい。言い逃がれのような話になるのですが、地元の委員さんに太陽光にしろ、いろんな転用に関する問題、農業委員会に関する全ての問題、なるべく中にはいってもらって進んでいけるようにお願いしたいと思います。太陽光の話は四国中央市だけでなく、他でもなかったということではなくて、ある所はあったんですが、水面下で対応した中でやっていますという話をしていました。そんなことで、よろしくお願ひします。

次、進めます。

議長　　只今の出席委員数は、33名であります。

議長　　したがいまして、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長　　よって、第4回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長　　これより、会議を開きます。

議長　　議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長　　ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、13番賀田 康臣委員、21番 篠永 貴委員より欠席届けがありましたので、ご報告いたします。

議長　　日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長　　会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
22番 三好 忠行委員、23番 妻鳥 和美委員を指名いたします。

議長　　日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通
知についてを議題といたします。

議長　　報告を求めます。岡田 昇君
岡田係長　受付番号9番～13番を議案書により報告

議長　　以上で報告を終わりました。

議長　　日程第3、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可
申請についてを議題といたします。

議長　　議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長　受付番号24番～31番を議案書により説明

議長　　以上で、議案の説明は終わりました。

議長　　これより、質疑にはいります。

議長　　受付番号24番 質疑ありませんか。

長野委員　24番についてご説明いたします。これは30名の猛反対がありまして、私もこれに困っております。私が発表することで皆さんのご判断を仰ぎたいと思います。地図にありますとおり、場所は山田井トンネルを出た所の左側で、ここは農地だけでなく、山があって池があるという状況です。買主は三島の農協の前の本藤さんという人で、ここは廃棄物処理業をしていました。現在は豊岡でコンクリート片をもつて置いて置いたり、庭石を置いたりしております。この事件の発端というのは、本藤さんがこの土

地について、工場を建てて、瓦礫を持ってきて、それを碎いて売るんだと地域の人に説明したんです。それが尾を引きまして、農地に瓦礫を持ってきては困るということで私の方に言って来られて、それから私もいろいろ手を尽くしましたが、本藤さんは話に出すに仲介業者の誉産業さんが私と話をしたわけです。今度廃棄物処理場をやめて、農地法第3条で農地として買うんだという話に切り替わったわけです。この下側には早苗出池という80町分の水田をまかぬ大きな池があります。その池の管理者や道路を通行する関係者や近隣の農家の方が30名くらい来ました。この間の土曜日に集まって説明したわけですが、皆どなりかけて、誉産業さんは恐ろしくていられないで帰らしてくれということで。女人の人も来ましたが入ったら、お前帰れと引っ張り出されました。そういうことで、この説明ができなかったわけです。とにかく反対じゃ。絶対反対じゃと。狭い道に車が通ったらうちの子供がしかれるじゃないかとか。あそこへ瓦礫を据えられたら、その臭気が水田にきて困るとかで、話ができなかったわけです。そういう状況で30人の方が皆反対しております。それでその判断が私の方で弱っているわけで、皆さんのお考えに従おうと思っております。

局 長

補足の説明をさせていただきます。長野委員さんの説明にありましたように、地元の説明会で行き違いがあって、地元とは良好な関係でない状況ですが、本藤さんのところへ先日事務局が出向いてまいりまして、長野委員さんからお話は聞いておりましたが、農地法第3条の農地移転でやるのかどうかというのが争点になるので、非公式でありますが聞き取りをした時に農業をするという今の農地を農地として使用すると返事をされております。3条の届出自体に何も問題はないので、不許可にする理由が見当たらぬというのが現状だと思います。ただ瓦礫処理をするという意向もあったということなので、許可書を出すのに合わせて農業委員会から「農地として確実に使用してください。」というお願い文書は付けるべきかなと思っております。そういうことも含めて、中で議論になったということが記録に残るということで、今回長野委員さんにそういう状況をお話していただいて、その議論の中で農地として管理していただくという指導を農業委員会として今後やっていくということで考えていきたいと思いますので、よろ

しくご判断をお願いしたいと思います。

議長 長野委員のご意見、事務局からの説明がありましたが、この件についてのみ、先に問いたいと思いますが、ご意見がありましたらお願いします。

渡邊委員 3条が出てくること自体問題がないのでしょ。今までいろんな所の農地を売って、罰則規定はないということは、いつやらかすかわからない。それはやりませんというので、出てきたら他の農業委員なら異議ございませんとなってしまうし、地元の人は農業委員会は許可したのかということになりかねないので、採決して手を上げというのも非常に頭の痛いことで、内情を聞いたばかりに。

局長 今説明したのは、議論として地元の意見があると委員さんが説明をした中で今後終わったら、山間の農地なのでそこが瓦礫処理置場になつたら他の農地に影響があるし、大きいため池にも影響があるということも含めて、今後確認しながら指導強化していくというようなことをやりながらでないとまずいのではないかということで、ここで意見を残しておかないといけないということで話をさせていただいたのです。何も議論なしに許可相当だからとするのはあまりにも無謀かなということで、議論したことは残した上で結論を出すべきだということできさせていただきました。

齋藤委員 先ほどお願いの文書をつけて許可を出すということですが、お願いでは弱いのでは。農地として使用するという確約が、誓約書みたいなのを取るのだったらいいけど。

局長 今のところ、農業委員会としてできる措置としては、たとえばこの農地を瓦礫置場で使用すると違反転用になりますので、本年4月から違反転用については、措置的には県に通報して県が現況復旧命令を出すというやり方になります。我々は手を付け出した時に県に通報できる体制をきちんと取ると、いうことであくまでも農地法第3条で農地なので、次に転用申請が出てきた場合は制約がかかると思いますが、3条で移転するということは農地から農地でほとんど制約はないので許可せざるを得ない状況で、もし

状況が変わる時がいつになるのか見極めて、もし変わるのであればできるだけ早めに措置するように県と協議してやると、完成前に指導できるようにするということで取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

篠原委員 何の作物を作るのか。

局 長 今、果樹が数本とたらの芽が十数本、植わっている。果樹を作るとおっしゃっています。

坂上委員 本藤組ですが、うちの所へも農地に砂利置いてユンボを持ってきてやっている。あれも農地でないのかな。私が農業委員になる前からやっている。藤原の。

安部委員 関連しているのだが、本藤組というのは土建の会社ですよね。農地を買い占めて最初は本腰入れてボーリングして水田を作つて稻作でコンバインもトラクターも持つてるので一応作っていた2，3年は。これはやってくれると思っていたが、周囲をずんずん広げて、とうとう資材置場にしてしまっている。

坂上委員 今資材置場になって、ユンボが何台もあるし、農地なのに。

安部委員 狹い土地で3条でいくんだったら、最初から農地で間違いないが、これが業者なので、それに拡買してどういう色をつけてくるのか、先分からない。今坂上委員の言ったとおり、今、長津地区で2町くらい集めていると思うが、最初は農地で作っていたが、広くなったら資材置場にしている。

局 長 関連して上柏の方はどうですか。

三宅委員 上柏の土地にはもともと鶏舎があって、十数年前から廃業して、いつ台風で飛ぶかわからん状況で、ここは農業振興地域の農用地で、売買するときに必ず農地として使うのなら許可しますという話でここに出てきている。他のものに使用してはいけない、違反転用したときには農業委員会も対処すると話しています。これは必ず農地として使用します。もう1つ近隣に別な養鶏農家があつ

たのですが、廃業して環境がよくなつたので将来的に20年、30年先はわからないが、当面は取り合えず農地として使用していく話なので今回には出なかつたということです。

長野委員

反対する人は、2、3年は作るだろう、そのうちほとぼりがさめたら、じわじわそこへ廃材を置いて、コンクリートを持ってきてそれを碎いて販売すると再三聞いた話のとおりになると思う。それは私が反対し出したから、農地法3条に切り替えてきて、農地じや農地と。あそこの農地まで10キロある。10キロも行って柿が2本と、みかんが2本とりんごくらいしかはえていない。その土地は非常に固く、根が張らないから、みかんも7、8年前に植えても手が届くか届かないくらい。柿も人間の高さまでしかない。ほとんどが草花である。そこを農地として10キロも離れてする人はおらん。その人も最初は自分は百姓はやめた、中学までは稻刈りをしていたが、將に合わないので今は米を買っている。何をするのか聞いたら豊岡の方に大きい庭石があるのでここに庭石を据える。池には鯉を飼う。という話で農地として使用するという話がなかつたのが、反対が広まつたのだと思う。だから本藤さんは百姓をしないのだと、それで弱つてゐるんです。

議 長

農業委員会としてどうするとなつたら、3条の許可するかしないかの議論にしかならないので、申請が適正であれば許可をしないといけないことになると思います。皆さんいろいろな意見を附して許可することになろうかと思いますが、これとて許可をして数年後、どうなるかわからないが、今度逆に転用申請を出されて書類が整つておれば進達しないといけないことになると思います。要はそれぞれの意見を附してその許可をし、それに違反する場合に農業委員会の手元を離れたらどうなるかということではなくて、上部の県知事の判断を仰ぐ意外に、ここで許可しないということはできないのではないかと思います。三宅委員も先ほど説明してくれたように地元ではそういうふうな約束しているんだと、約束してもその先はわからないんですよね。

三宅委員

それは20年、30年の先はわからないので、今の現状で判断するしかないと思います。

議 長 期限を附して許可を出しても、その期限が有効かどうかわからぬ。

三宅委員 松柏の方の土地は農用地になっているので、出てきた時点ではまず農用地の解除をしないと転用はできることになっています。

議 長 農地で農業経営をするいうのなら、しないようにと言うわけにもいかないし。

三宅委員 田として残す、畠として残すという話になるので、これいかんというわけにはいかないので、残すというなら残すとおりの施設等をしていただかないと困りますと、たとえばよう壁や排水路なり、水路を作つていただかないといけない。それはやりますという話なので土地としては農地として利用したいという話だから、我々としても、やらないからだめだとは言えない。

議 長 だからできる方法としては、それぞれの皆さんから出てきた意見を附して、こういう意見の元に許可をするのだということを理解していただかないといけないと思う。

三宅委員 ただ山田井の方は地元の人が反対されたというので、たとえば水利組合等があつて、水利組合が立会いしてそれがいかんというのならどうなのかな。

長野委員 山の切り崩しはやめたと言う。農業委員会が行つたら、農地は作ります、池は今までどおり下の田へ水をかけますという。

渡邊委員 地元のトラブルを3条申請の中に中身として出てきたら、農業委員会で対応するのはどこまでしたらいいのか。地元トラブルについては、土地改良区とか地元の町会と当事者との話の中での審議だと思います。農業委員会に相談されて、正式に3条の申請が出てきて、いろいろなものをするといつても立場上、誓約書といつても農業委員会はできるはずはない。法的に有効な誓約書というのは。単なる地区の当事者との話し合いの中の同意書的な、裁判になつても使えるようなものなら話はできるかもわからないが。農業委員会はそこまで。

議長 かといって、農業委員会の総会の中で諮らないといけないので。それぞれの出てきた意見は附して、地元でもめているものをここで許可しても大変なことだと思うので、地元の意見を附した中で。

渡邊委員 効き目があるのならいいが。

石川武将委員 3条で買うのに後々、3年3作のあとにどう転用するかを考えての反対はできないと思うので。もし許可になるとして条件が付けられるかどうか。

局長 意見書的なものをするというのと、ひとつ考えられるのが、次に4条、5条の申請が出てきた時には、土地改良区や水利組合の意見書が当然いるので、その意見書をもらうときにどういう転用するかという計画がないといけないので、その計画によって産業廃棄物をするのであれば、県の許可証がいるし、そういう届出もいると思うので正式に出してきた時には、そういうものがついてなおかつ地元同意があるというのが前提になると思うので、それはなかなかやりにくい部分があると思います。3条のままで違反転用するというのは、農業委員会サイドが是正を指導するというのが、法的に認められるので。そういうところについてきちんとやってしまう前に農業委員会として意見ができるような形の体制を取るというのが大事であると思います。地元がそういうことになるのであれば、農業委員会としての動きは今後こうしますというのをある程度固めておく必要があると思います。

議長 明らかに先を見通して、今回は3条申請ということであれば、なおさらのことややこしい話になって。

三宅委員 ある程度、地元に3条申請というのは、こういうことであるということが、地元に分かっていないのでは。違反転用になった時はこうなるのだということを地元の人に理解してもらっていないといつまでたっても、何か置かれてどうのこうのと言われた時に私は置かないので許可してくれと言われたときに許可できないという理由はない。だから地元の人もそういう理解はしてもらわないといけないのではないか。地元から反対があるものを農業委員

会で判断してくれと言われても難しい。

局 長 難しいのは重々わかるのですが、最初にも言いましたように不許可にする理由がひとつも見つからないというのが現状です。法的な措置をとられたら不許可にしたのを取り消すために、いろいろ処理をしないといけなくなるのが通例だと思うので、これは不許可になる理由がないというのが最終の結論であると思っております。

議 長 やれる方法とすれば、皆さんから出た意見を附す以外はない。こういう意見が出ています。こういうことをきちんと守ってくださいと、それを明記して許可をする。

渡邊委員 不法投棄というのは、市の建設課等が管理、監察して指導する話なので、その土地を産廃の置場にしても農業委員会の手が届く話ではない。

議 長 農業委員会は3条で意見する場合の農業経営をやりますということであれば、それについての審議ですから。

齋藤委員 農地を農地として使うので反対できない。

議 長 それでは、なかなか難しいと思いますが、地元の長野委員も大変だと思いますが、総会の中で私も問答をしたとその中でそれぞれ出た意見を附した上で許可をするということに決まったということで理解してもらえますか。

長野委員 今日も実家の帰りに握手してもらって、その人も絶対反対だからということで。

議 長 結論として3条で土地を買ったんだから、きちんと農業をしてください言うて。

長野委員 監視して間違っていたら、農業委員会にも言うてくるし、本人にも言うて来ると思う。

議長 大変判断しにくいことだったのですが、この24番の件についてのみ、先に裁決をしたいと思いますが、それぞれの皆さんのお見を附した中でそういうことを条件に許可をするということで賛成いただけの方は挙手をお願いします。

委員 挙手多数。

議長 賛成多数ということで許可をすることに決しました。全員でないですから。24番については許可をすることに決定しました。

議長 25番

委員 25番異議ありません。

議長 26番

委員 26番異議ありません。

議長 27番

委員 27番異議ありません。

議長 28番

委員 28番異議ありません。

議長 29番

委員 29番異議ありません。

議長 30番

委員 30番異議ありません。

議長 31番

委 員 31番異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の举手を求めます。

委 員 举手全員

議 長 举手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第3条第1項目的競売に係る買受適格証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 受付番号1番を議案書により説明

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第3条第1項目的競売に係る買受適格証明願について、原案のとおり許可することに賛成の委員の举手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 受付番号11番を議案書により説明

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 ほかに、ご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議長　　挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長　　日程第6、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長　　議案の説明を求めます。近藤 久幸君

岩崎係長　受付番号81番～94番、議案書により説明

議長　　以上で、議案の説明は終わりました。

議長　　これより、質疑にはいります。

議長　　受付番号81番、質疑はありませんか。

委員　　81番異議ありません。

議長　　82番

委員　　82番異議ありません。

議長　　83番

委員　　83番異議ありません。

議長　　84番

委員　　84番異議ありません。

議長　　85番

委員　　85番異議ありません。

議長　　86番

委 員 8 6番異議ありません。

議 長 8 7番

委 員 8 7番異議ありません。

議 長 8 8番

委 員 8 8番異議ありません。

議 長 8 9番

委 員 8 9番異議ありません。

議 長 9 0番

委 員 9 0番異議ありません。

議 長 9 1番

委 員 9 1番異議ありません。

議 長 9 2番

委 員 9 2番異議ありません。

議 長 9 3番

委 員 9 3番異議ありません。

議 長 9 4番

委 員 9 4番異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 挙手全員
- 議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は許可相当と認め、進達することに決しました。
- 議長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。
- 議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君
- 岡田係長 受付番号115番～123番を議案書により説明
- 議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号124番～125番については再設定であります。
- 議長 これより、質疑にはいります。
- 議長 受付番号115番、質疑はありませんか。
- 委員 115番異議ありません。
- 議長 116番
- 委員 116番異議ありません。
- 議長 117番
- 委員 117番異議ありません。
- 議長 118番
- 委員 118番異議ありません。

議長 119番

委員 119番異議ありません。

議長 120番

委員 120番異議ありません。

議長 121番

委員 121番異議ありません。

議長 122番

委員 122番異議ありません。

議長 123番

委員 123番異議ありません。

議長 受付番号124番～125番の再設定について、質疑はありますか。

委員 なし。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 なし。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、支障がない旨の意見とともに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君

大西次長 受付番号3番を議案書により説明

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑はありませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について適格者である証明をすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、適格者である証明をすることに決しました。

議 長 日程第9、諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君

大西次長 受付番号8番～9番を議案書により説明

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号8番、質疑はありませんか。

委員 8番異議ありません。

議長 9番

委員 9番異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諒問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員

議長 挙手全員であります。よって、諒問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第10、諒問第2号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 唯文君

大西次長 議案書により説明

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

藤田委員 7ページの営農類型「茶業」の資本装備に防霜ファンを追加してはどうか。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

諮問第2号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件はすべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第4回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間（14：50）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 金木和夫

委 員 三好忠行

委 員 奥山和美